

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日				
宛先 松 阪 市 長				
届出者 住所 氏名				
都市計画法第 58 条の 2 第 1 項の規定に基づき、 ☐ 土地の区画形質の変更 ☐ 建築物の建築又は工作物の建設 ☐ 建築物等の用途の変更 ☐ 建築物等の形態又は意匠の変更 ☐ 木竹の伐採 } について、下記により届け出ます。				
記				
1	行為の場所	松阪市	町	
2	行為の着手予定日	年	月 日	
3	行為の完了予定日	年	月 日	
4	設計又は施工方法	(下表)		
(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積 m ²		
(2) 建築物 の建築 又は 工作物 の建設	(イ)行為の種別（建築物の建築・工作物の建設）（新築・改築・増築・移転）			
	(ロ) 設 計 の 概 要		届 出 部 分	届出以外の部分
		(1)敷地面積		
		(2)建築又は 建設面積	m ²	m ²
		(3)延べ面積	(m ²)	(m ²)
		(4)高さ	地盤面から m	
		(5)用途		
		(6)垣又はさくの構造		
		(7)盛土高さ	cm（嬉野中川地区計画のみ）	
(3) 建築物等の 用途の変更	(イ)変更部分の延べ面積	(ロ)変更前の用途	(ハ)変更後の用途	
	m ²			
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更		変更の内容		
(5) 木 竹 の 伐 採		伐 採 面 積 m ²		

※連絡先 会社名等： _____ 担当： _____

(TEL： — — FAX： — —)

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 建築物等の用途の変更について変更部分が2以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 4 都市計画法第12条の9に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次に掲げる事項に留意すること。
 - (1) 当該建築物の建築については、(2)(ロ)(iii)延べ面積欄の()の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
 - (2) 当該建築物の用途の変更については、(2)(ロ)(i)敷地面積の合計欄及び(2)(ロ)(iii)延べ面積の合計欄(同欄中の()は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄)についても記載すること。
- 5 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
- 6 届出書及び添付図書は、行為着手の日の30日前までに提出すること。

添付図書(省令第43条の9)

- (1) 土地の区画形質の変更にあつては、次に掲げる図面
 - イ 当該行為を行う土地の区域並びに、当該区域及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面で縮尺1,000分の1以上のもの
 - ロ 設計図で縮尺100分の1以上のもの
- (2) 建築物の建築、工作物(建築物以外の工作物をいう。以下同じ。)の建設又は建築物若しくは工作物の用途の変更にあつては、次に掲げる図面
 - イ 敷地の位置及び付近の状況を示す図面で縮尺2,500分の1程度のもの(付近見取図:原則、都市計画図の写しとする。)
 - ロ 敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの(配置図)
 - ハ 2面以上の建築物又は工作物の立面図及び各階平面図(建築物である場合に限る)で縮尺50分の1以上のもの
- (3) 建築物又は工作物の形態又は意匠の変更にあつては、前号イに掲げる図面及び2面以上の立面図で縮尺50分の1以上のもの
- (4) 木竹の伐採にあつては、次に掲げる図面
 - イ 当該行為を行う土地の区域を表示する図面で1,000分の1以上のもの
 - ロ 当該行為の施行方法を明らかにする図面で100分の1以上のもの
- (5) その他参考となるべき事項を記載した図書